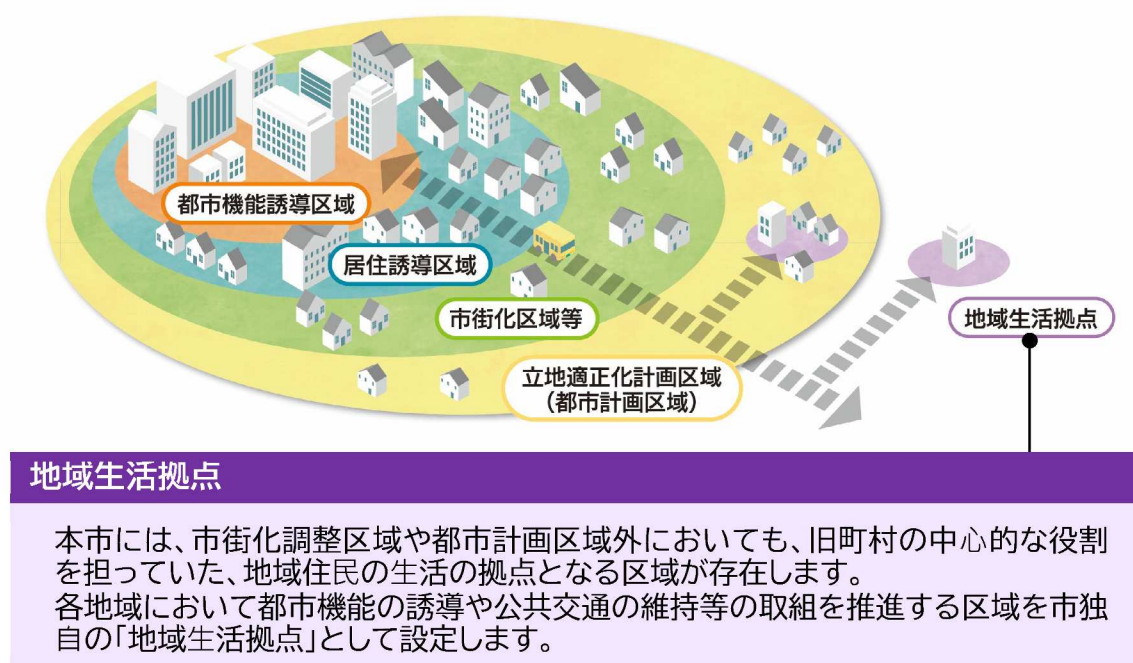


第8章 地域生活拠点に関する事項

1. 地域生活拠点の設定方針

(1) 基本的な考え方

立地適正化計画制度は、都市計画区域を対象としたものであり、市街化調整区域や都市計画区域外においては、都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定することができません。しかし、本市には、市街化調整区域や都市計画区域外においても、旧町村の中心的な役割を担っていた、地域住民の生活の拠点となる区域が存在するため、各地域において都市機能の誘導や公共交通の維持等の取組を推進する区域を市独自の「地域生活拠点」として設定します。

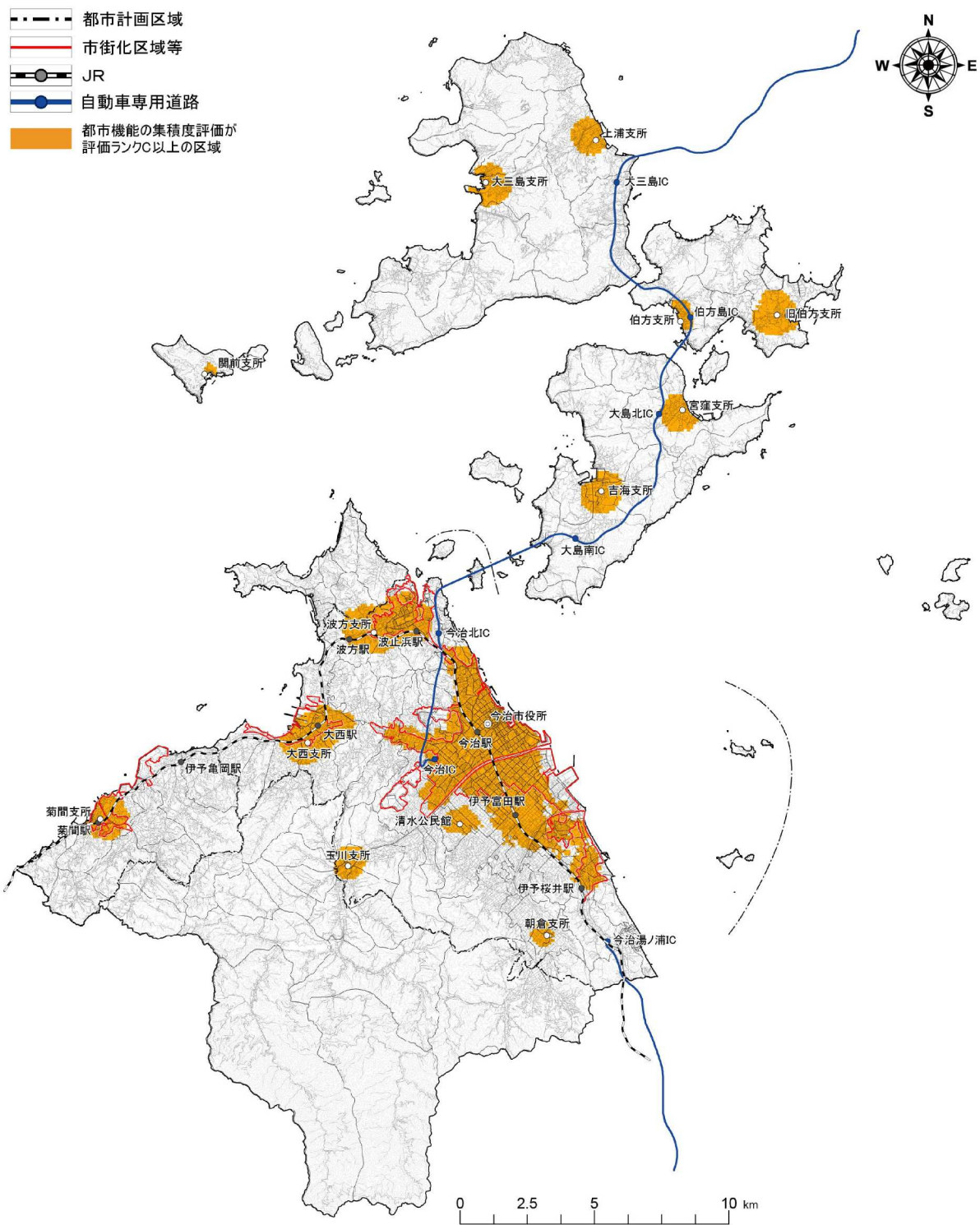


■地域生活拠点の設定イメージ

(2) 地域生活拠点の設定方針

地域生活拠点は、次の設定要件のいずれかを満たす区域を設定します。

- ① 目標とする都市構造において都市拠点（生活拠点）に位置づけられる区域
・朝倉支所、玉川支所、波方支所、大西支所、菊間支所、吉海支所、宮窪支所、旧伯方支所、上浦支所、大三島支所、関前支所から概ね 500m～1 km の範囲
- ② 鉄道駅からの徒歩圏
・鉄道駅（伊予桜井駅、伊予富田駅、波止浜駅、波方駅、大西駅、伊予亀岡駅、菊間駅）から概ね 500m～1 km の範囲（中心市街地である今治駅周辺を除く）
- ③ 既に都市機能が集積している区域
・都市機能の集積度評価において評価ランク C 以上（清水公民館、伯方支所から概ね 500m～1 km の範囲）



■ 既に都市機能が集積している区域

